

東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料

所澤 潤

目次

一、先行調査資料に対する本資料の位置づけ

二、資料及び解題

凡例

資料詳細目次

- 1 明治十年代における東京大学の女子入学に対する考え方
- 2 女子聽講生入学に関する資料
- 3 最初の大学院女子学生

二、大正九（一九二〇）年に聽講生等の制度を導入して後数年間における女子入学の実態

三、最初の大学院女子学生

周知のように東京帝国大学は昭和二十一年（一九四六）年度の入学試験において初めて女子に受験を許し、一〇八名の志願者の内から受験者学部本科の学生として女子一九名の入学を許した。この動きは、『東京大学百年史』通史二「九九六—一〇〇」頁にかなり詳しく叙述されている。⁽¹⁾また、それ以前も、学部本科学生として以外では、女子に対して全く門戸を開ざしていたわけではなく、大正九年から聽講生としての入学を許可したこと、『東京大学百年史』通史二、二四八頁に触れられている。⁽²⁾

ここで紹介する資料は、昭和二十一年（一九四五）年以前の東京帝国大学（明治三十（一八九六）年まで帝国大学、明治十九（一八八六）年まで東京大学）の女子入学に関する基礎的な事実を示すものである。それらは次の三点である。

一、明治十年代の東京大学の女子入学に対する考え方

講生に関するもののはか、右の内の選科生、大学院学生に関するものであり、従来知られていなかつた事實を物語るものである。

選科生等の学生或いは生徒と呼ばれる存在の区別について触れておこう。

まず、大きく分けて、学生と生徒の区別があつた。明治十四年（一八八一）以降の学部本科在籍者、及び明治十九年の帝国大学成立以降の大学院在籍者は学生と呼ばれたのに対し、これらの選科生、聽講生、専攻生、研究生は、通常、生徒と呼んで区別された。

生徒の中の四つの区分はおよそ次のようなものであった。

選科生 学部の学科に付き一科目又は数科目を選択して学修する。

試験を受けることが出来、合格證明書を附与される。大正九年制定の学部通則では、満十九年以上の男子に限る

とされたが、その規定は昭和二十一年の改正でなくなつた。

聽講生 学部における特定学科に付き受容的に聽講する。試験を受けることは出来ない。聽講生としての入学資格は各学部で独自に定めていたが、例えば文学部の大正九年九月

制定のものによれば、文部省直轄諸学校の卒業生及びそれと同等以上の学力ある者、または師範学校・中学校・高等女学校の教員免許状を有する者に限るとされていた。

従来医学部内規で設けられていたもので、昭和十六年施行の学部通則改正により、研究生に改められる。一年をもって足りる程度の特殊研究をするもので、入学資格は専門学校卒業程度以上、大学卒業程度以下。医学部では

は、従来、専攻生制度があつたかわりに聽講生は置かれていなかつた。なお、専攻生は、生徒の範疇に入れられないこともあつたようである。

研究生

従来は、文学部においてのみ大正十一年に内規で設けられたもので、昭和十六年施行の学部通則改正で全学部に共通の制度とされた。学部の学科に付いて学修するものではなく、より専門的に特殊事項に関する研究に從事しようとするものとされた。但し、明治二十年代から三十年代にかけて分科大学研究科に研究生があつたが、これは全く別の制度であり、学生とも生徒とも別扱いとされていた。なお、文学部に研究生制度が設けられた事情は、後に引用する文学部部局史の記述に示されている。

右の分け方は、昭和十五（一九四〇）年十一月九日の評議会議決で学部通則中に研究生の項を設定する改正の際に、評議会で議決された改正の理由書に示されているものに、若干補足を加えたものである。⁽⁵⁾

女子を学部学生として入学させる以前の女子入学の歴史の概略は、寺崎昌男の「プロムナード東京大学史」⁽⁶⁾「女子入学」によっても知ることができるが、ここでは、寺崎の著作が典拠としている『東京大学百年史』及び、同じく寺崎が典拠としている水野真知子の論文から、昭和二十年以前の女子入学に関する記述を見ることにする。

『東京大学百年史』資料一の八八八頁には女子学生の入学について、評議会の議決が列挙されている（〔 〕内は引用者による）。

〔明治二十三（一八九〇）年七月一日議決〕

婦人入学ノ件

右ハ入学ヲ許サル事

〔明治二十五（一八九二）年五月十九日議決〕

女医医科大学撰科入学ノ件

右ハ既ニ撰科一般ニ付評議会ニテ否決セル事アリ

〔大正十五（一九二六）年七月六日議決〕

尚林〔春雄〕氏〔医学部長〕ヨリ現行規程ニテハ選科生中ニ女子ヲ包含セシメサルコトニナリ居レルモ将来之ヲ改正シテ女子ヲモ入学セシメテハ如何トノ質問アリシニ対シ服部〔宇之吉〕氏〔文学部長〕其他ヨリ選科ハ寧ロ廢止スル時代トナリ若シ女子ニシテ入学希望者アレバ聽講生トシテ取扱フヘシトノ意見多數ナリキ

〔昭和八（一九三三）年一月七日議決〕

三、女子ノ大學院入学ニ關スル件

穂積〔重遠〕法学部長ヨリ前回ニ於テ宿題トサレタル本件ニ就キ北平大學卒業ノ女子ヨリ願出有之タルニ依リ之ガ取扱方ニ關シ審議方希望アリ

松原〔行一〕、理学部長、林〔春雄〕、医学部長、森〔莊三郎〕、経済学部長、田中〔芳雄〕、工学部長、諸口〔北郎〕、農学部長、及吉江〔琢兒〕、理学部評議員ノ諸氏ヨリ意見ノ開陳質疑応答アリタル後、議長〔繪長、小野塙喜平次〕ヨリ本件ハ各学部教授会ノ詮議ニ依ツテ決定セラレテハ如何ト一同ニ諮ラレ其通りニ決ス

さるに、同資料には、右の資料のほかに、大正十五年六月の『學士會月報』の記事が紹介されている。それによれば、當時聽講生総数一〇三名中五八名が女子で、出身校は東京女高師一八名、日本女子大学一七名、その他入数はあがっていないが、東洋大学帝国女子専門、東京女子大学、東京府立第一高等女学校高等科等となっている。

一方、水野真知子の論文によれば、『女學雑誌』は、木村秀子が明治十八（一八八五）年一月二十六日に東京大学医学部に入学願出し、約二年後に帝国大学医科大学（東京大学医学部の後身）に選科入学として許可が下りたことを報じている。また、水野は、木村が明治二十（一八八七）年四月女子専門学校を設立したので実際は入学しなかったと推測している。同論文では、そのほかに入学許可が下りなかつた例として、明治十八年に理科大学に出願した木村久恵子（秀子の妹、明治二十年八月歿）、また、明治十九年当時、木村秀子のほかにも女子の入学志願者がいたこと、時代を下って大正二（一九一三）年ベリネル博士夫人の東京帝国大学大学院入学願出の件が挙げられている。⁽⁸⁾

右のほか、『東京大学百年史』通史、部局史を探して行くと、通史二、及び法学部と文学部の部局史に女子入学に関する事実を拾うことができる。

通史二では、大正九（一九二〇）年二月十七日に評議会で分科大學通則を全文改正して制定した学部通則が、はじめて聽講生の規定を設け、女子聽講生の入学を許していたことが述べられ、文学部の同年九月二十日制定の「聽講生規程」も掲げられている。そこでは、『婦女新聞』の記事を典拠として、文学部では大正九年九月十三日に女子聽講生三名が、翌十（一九二一）年四月十三日に四六名が入学許可されたこと、同十年には工学部でも女子聽講生を受入れたことが記されている。⁽⁹⁾

同じく通史二には、昭和十八（一九四三）年に学部通則の外国语学

生に関する部分が改正されたが、女子外國学生に関しては男子と同様の取扱をするとしながらも学部の本科学生としての入学は許さなかつた、と書かれている。¹⁰⁾

部局史に目を転じると、法学部部局史では、大正八（一九一九）年十一月六日の部分に次の記述を見ることができる。

六日、総長「山川健次郎」より諮問の次の件につき協議。一、女子を聽講生とすること、法学部については決定を他日に譲り、他学部については異存なしと決定。〔以下略〕

学部通則に聽講生規定が導入されたのは、さきに述べように大正九年二月十七日の評議会決定の時であったので、それにさきだち、右のような審議が法学部で行われたのであった。

文学部部局史には、次のような記述がある。

研究生内規は大正十一年に制定された。制定の契機となつたのはその頃姉崎正治教授を通じて英國人又は米国人と思われる女性二名から大学院入学願書が提出されたという事情であった。この願書は保留扱いとなり、女子の大学院入学の代案として研究生制度が立案されたのである。¹¹⁾

その他、右の研究、著作とは別に、高橋次義が、旧制大学における女子入学に関する研究において、東京帝国大学における女子入学に関していくつかの点を指摘している。即ち、女子聽講生の入学を許可したのが大正九年であったこと、同年には京都帝国大学で女子選科生の入学が許可されていること、そしてこれらは、大正二年の東北帝国大学理科大学の三名の女子正規学生入学許可、大正七（一九一八）年の北海道帝国大学の女子選科生入学許可に次ぐものであつ

たことである。さらに『文部省年報』の統計に基づいて、昭和十六（一九四一）年における内地の大学における女子在籍者数を紹介しているが、それによれば、東京帝国大学では、在籍者は大学院に日本留学生が一名であり、一方、選科生、聽講生、専攻生、研究生はいずれもゼロであった。¹²⁾また、古屋野素素材が、東京帝国大学大学院の女子学生について、昭和十年に法学部に明治大学出身の立石芳枝が入学したのをかわきりに、十三年に法学部に明治大学出身者一名農学部に東京文理科大学出身者一名が入学したことを紹介している。ただ、最初の入学者は、本稿で紹介する昭和九年入学の韓桂琴であり、立石は日本人として最初であったというべきである。

以上が、従来、教育史研究の領域で明らかにされている東京大学における昭和二十年以前の女子入学に関する事実のほとんどすべてである。しかし、右に示された大学における意志決定の結果とその関連資料だけでは、意志決定に至る経過や、意志決定の結果、女子入学の実際がどのように進行したかについての事実の把握は不充分であるといわざるを得ない。ここで、筆者が紹介する従来知られていないかった事実は、最初に掲げた三点であり、従来欠けていた右のような情報を補うものである。勿論、『文部省年報』中に掲げられている統計を精査すれば、さらに別種の知見を得ることが出来るはずであるが、統計資料は、学内に残されている統計資料と比較した上で別の機会に整理、紹介したいと考えている。なお、さきに紹介した水野の論文では、木村秀子が實際には入学しなかつたと推測しているが、この点について、筆者には木村秀の入学許可を含めて事実を確認できていないことを付け加えておく。

謝辞

本資料の探索にあたっては、庶務部庶務課広報掛遠藤毅掛長、庶務部広報企画課企画掛主任武田豊主任（当時）、及び東京大学史史料室室員の鈴木敏行事務官（庶務部庶務課広報掛）に多大の便宜をはかって頂いた。厚くお礼申し上げる。

付記 本研究は、平成元年度、及び二年度の科学研究費補助金（一般研究C）を受けた「入学試験の制度及び試験問題の分析に基づく近代日本の学力の歴史的研究」（研究代表者稻垣忠彦）の一環として行つたものである。

註

- (1) 東京大学百年史編集委員会(編)、「東京大学百年史」通史一、昭和六十年(以下、「東京大学百年史編集委員会(編)」「東京大学百年史」を百年史と略す)
- (2) 同右
- (3) 二の3の解題、及び二の3の註(1)参照
- (4) 百年史、資料一、昭和五十九年、六八九頁
- (5) 百年史、通史一、二四六一—二四九頁。百年史、資料一、六四一、六四二、六四五、六五一—六五四、六五六、六五七頁。百年史、資料一、昭和六十一年、三六一—三七頁。
- 学部通則中の選科生の条項から男子に限った部分が削除されたのは、昭和二十一年である。従来の条文は大正九年一月十七日評議会決定、同年四月一日文部大臣許可の次のようなものであった。
第二十八条 選科生トシテ入学ヲ許可スヘキ者ハ満十九年以上ノ男子ニシテ其ノ選択スル科目ヲ学修スルニ足ルヘキ学力アル者ニ限ル
前項ノ学力ハ学部ニ於て入学試験ヲ行ヒ若クハ無試験検定ニ依リ之ヲ認定ス

○入学試験及無試験検定二関スル規則ハ各学部ニ於テ之ヲ定ム
この条文から、昭和二十一年九月十日評議会決定（昭和二十一年三月十八日付文部大臣許可、昭和二十二年三月十八日付で、総長から本学一般宛て達第四号、但し施行は遅つて昭和二十一年四月一日から）により、「満十九年以上ノ男子ニシテ」が削除された（東京大学事務局庶務部公文書綴り「諸規則制定關係」（昭和二十一年度）による）。
なお「東京帝国大学医学部便覽」（大正十五年四月）に掲載されている専攻生に関する説明は次のようなものである。

一、専攻生ハ本学部教室ニ入りテ医学又ハ薬学ニ関スル特別事項ニ就テ研究スル者トス

○専攻生

二、専攻生タラント欲スル者ハ當該教室主任及指導教員ノ承認ヲ経テ学部長ニ届出ツヘシ

三、専攻生ノ研究ニ要スル費用ハ總テ自弁トス

(6) 寺崎昌男「女子入学——どのように変わってきたか」（プロムナード東京大学史、12）、「JUP」一一〇号、一九九〇年四月

(7) 百年史、資料一

(8) 水野真知子「女子雑誌」における女子高等教育論——明治期女子高等教育論と巖本善次——『教育学研究』第四九卷第三号、二八八、二九四頁

(9) 百年史、通史一、二四六一—二四九頁

(10) 百年史、通史一、七七〇頁

(11) 百年史、部局史一、昭和六十一年、一六九頁

(12) 百年史、部局史一、四二六頁

(13) 高橋次義「旧制大学における女子入学に関する一研究——入学資格の分析を中心として——」『人文学会紀要』第一〇号、昭和六十三年一月、国士館大学文学部人文学会、一、二〇頁

(14) 古屋野素材「東京帝国大学入学者に関する統計」『東京大学史紀要』第一号、昭和五十四年、一一一一三、一二一頁

二、資料及び解題

凡
例

- 資料及び解題

凡例

 1. 資料の収録にあたっては、できる限り資料の原型をとどめるように留意したが、以下の点について改めた。
 2. 資料の表題は、太子によりその内容、形式に即して適宜付した。
 3. 漢字は、常用漢字体のある場合は、常用漢字体に改めた。
 4. 「」、括弧、タは、原文のままとし、資料二「乙」一、二、六に現われる変体仮名は通常の平仮名に改めた。
 5. 大きな表を翻刻する場合、必要部分以外を省略し、省略を示すために横罫の切断部に「」を加えた。
 6. 起案文書中の訂正部分は、削除部分を「」で示し、挿入部分を「」中に加えた。
 7. 原文朱書の部分は、「朱」というように傍註し、その範囲を明示した。但し印の色は示さなかった。
 8. 公印は「印」とし、私印は「印」とし、花押は【花押】とした。また、資料一の起案文書では、印が押される代りに「了」と書かれているものがあるが、それは「了」の字を「」で括った。写しの場合、実際の印が押されていない場合には、原文書上の表現と同じく「印」と記した。割印は、別途註記した。9 及び15を参照。
 9. 「」内は翻刻者において、簡単な註記を施した部分である。
私印の下にある「」は、印中の文字である。印の文字が略称等である場合は、略していないものを「」内に入れた。8 及び15を参照。
 10. 原文中の通常とは異なる用字または誤記をそのまま翻刻した場合、「マーク」と傍註した。
 11. 長い註記を付す場合は、資料の前、又は後に*の下に示した。本文中の該当する部分は、本文中に*を付した。
 12. 東京（帝国）大学本部事務局で起案された文書において、註記のあるものについては、註記を該資料の末尾に▽の下に掲げた。
 13. 資料三中の起案文書に関しては、起案書式が墨紙に印刷されているので、書式上の形式は活かさず、次のように番号をふって冒頭に整理して示した。
 - ①文書番号又は達番号、②決裁日、③校合者、④発送日、⑤完結日、⑥取扱者、⑦起案日、⑧印（原文書において、掛が複数ならぶ場合は、右側に記された掛から先に掲げた。総長の下で「」を入れた）
 14. 東京（帝国）大学本部事務局が、外部、あるいは学内部局から受領した文書の一枚目には、発信者（作成者）において加えられた押印・割印・また受領者において到達後に押印され、あるいは註記された部分がある。それらは、該資料の末尾に括りし、前者については▽の下に、後者については▼の下に掲げた。但し、人名等を照合するために付けたとみられる符号は省略した。
 - 註記は表現の決まった印を押し、その一部に日付、番号等を書き込んである場合が多いが、註記を翻刻する際には原則として印と手書きの区別はしなかった。註記の内容は「」内に示したが、年月日丸印の場合は日付のみを「」内に、庶務課受付印の場合は年月日と文書番号のみを「」内に示した。簿冊製本の縦じ代に隠れてしまつて読めないものについては、読み取り不能とした。朱印等の色は示さなかった。
 15. 註記中、供閲者の順序、及び印を押した者の順序については次のようになした。
 - 欄外に「供閲」と註記された場合の供閲者の順序は、原文書右側に書かれている方から並べ、行の變るところで「」を入れた。
 - 「供閲」とされていない場合は、組織の構造に従つて上位の者から先に掲げ、課の變るところで「」を入れた。ここで翻刻中には、二つの課が同位で並列に並ぶ場合があるが、その場合原文書の右側にある課から先に掲げた。
 - 押印者の組織上の役職名が示されていない印については、数名が押印している場合、「」内に全員の名を列挙した場合がある。
 - 16. 表は罫紙の枠と罫線を利用して作成されていることが多いので、利用した罫線は細線で、書き込まれた線は太線でそれぞれ示した。

資料詳細目次

1

明治十年代における東京大学の女子入学に対する考え方

○資料一
—一 専門学務局長より東京大学総理代理宛て照会

○資料一
—二 東京大学総理代理より文部省専門学務局長宛て回答

女子聽講生入学に関する資料

○資料二
—甲 文部省専門学務局長と東京帝国大学総長の往復文書

○資料二
—乙 専門学務局長より東京帝国大学総長宛て照会

○資料二
—丙 各部局より本部事務局庶務課宛て回答

ア 医学部回答

イ 工学部回答

ウ 文学部回答

エ 経済学部回答

上 課の往復文書

○資料一
—三 東京帝国大学総長より文部省専門学務局長宛て回答

○資料二
—乙 日本女子大学女子教育研究グループと東京帝国大学庶務

ア 経済学部回答

イ 文学部回答

エ 経済学部回答

上 課の往復文書

○資料一
—一 最初の依頼状

○資料一
—二 二度目の依頼状

○資料一
—三 本部事務局庶務課より文学部・経済学部宛て照会

○資料二
—四 各部局より本部事務局庶務課宛て回答

ア 経済学部回答

イ 文学部回答

エ 経済学部回答

上 課の往復文書

○資料一
—五 礼状

ブへの回答

最初の大学院女子学生

○資料三
—一 大学院女子学生入学関係の評議会記事要旨

ア 昭和八年一月二十四日

イ 昭和八年一月七日

ウ 昭和九年五月二十九日

○資料三 —二 韓桂琴入学関係

ア 中華民国駐日公使館による推薦状

イ 中華民国駐日留学生監督による推薦状

ウ 韩桂琴は学力検定の上大学院入学の許否を決定すること

エ 韩桂琴氏大学院入学差支無き旨中華民国公使館へ回答

オ 学力検定試験施行

○資料三
—三 選拔留学生選定及び継続

ア 選抜留学生に選定(一)

イ 選抜留学生継続

ウ 選抜留学生に選定(二)

エ 繙続願書の要無之

オ 繙続願書の要無之

○資料三
—四 特選留学生銓衡及び継続

ア 特選留学生銓衡に関する件

イ 特選留学生に選定

ウ 韩桂琴の論文返却

エ 特選留学生継続

○資料三
—五 在学状況関係資料

ア 昭和九年、十年、十一年の在学状況調査

イ 学費補給留学生の出席者調の件(昭和九年暑中休暇あけ)

ウ 学費補給留学生の出席調査の件(昭和十年暑中休暇あけ)

エ 在籍外国人調(昭和十一年四月三十日現仕)

オ a 中華民国留学生の内地見学旅行の件

オ b 中華民国留学生の内地見学旅行費(附額の件)

オ c 内地見学旅行日程変更の件

カ 学費補給留学生の出席調査の件(昭和十一年暑中休暇あけ)

キ 学生個別状況調査(昭和十二年九月二十日現在)

ク 学費補給留学生の出席状況調(昭和十二年暑中休暇あけ)

オ 資料三
—六 学費補給取止め關係

ア 極め留学生学費補給取止め

1 明治十年代における東京大学の女子入学に対する考え方

解題 本資料は、明治十年代の東京大学医学部についての女子入学問題に関する記録である。東京大学庶務部公文書綴り『文部省往復』明治十七年甲（A71）三二五丁以下に保管されている。

本資料は、明治十六（一八八三）年に愛媛県令から内務卿宛てに、婦女子の医学校入学及び開業試験受験を許してよいかと伺いが出たことに端を発した、明治十七（一八八四）年の文部省専門学務局と東京大学の往復文書であり、文部省専門学務局長が、東京大学に対し、女子の東京大学医学部入学に関して意見を求めているものである。この文書には、大学への女子入学について従来全く知られていないかった重要な事実が二つ示されている。一つは、文部省からの照会文書中に書かれているもので、東京大学医学部から既に明治十二年に婦女子の入学について申出があったが、しばらく見合せとなつたということである。もう一つは、東京大学が婦女子の入学に肯定的な考えを表明している点である。即ち、東京大学総理代理の服部一三の名で寄せられた回答文書の中で、教場ができるば、文部省の意見の通り婦女子といえども入学を許してさしつかないと考えていることを表明しているのである。

特に後者の点は、帝国大学成立後、明治二十三（一八九〇）年に評議会で婦人の入学を許可しないと決定し、その後一切女子の入学を拒絶するようになるのとは、著しく異なつたものである。さきに一で水野の論文に基づいて触れた明治二十年初め頃の木村秀子の選

科入学許可の件と考え合わせると、明治二十年代に入つて東京大学の後身の帝国大学は女子入学に対して態度を転換し、門戸を開ざすようになったことがわかる。どのような過程を経てこのように態度が転換されるに至ったかは、今後解明されるべき問題である。

○資料一一 専門学務局長より東京大学総理代理宛て照会

婦女子ニシテ医学校へ入学等之儀ニ付内務省衛生局より別紙写之通照會有之候處女子之高等教育ニ關シテハ彼是論説モ有之候得共医学ノ如キハ自ラ他学科トモ異ナリ歐米諸國ニ於テモ女子ノ之ヲ修ムルモノ少カラス且内務省ニ於テモ女子ト雖モ医術開業免状附与可相成見込ニモ有之候ニ付テハ當省ニ於テモ該學校ニ於テ差支無之上ハ許可セシメサル都合ニモ相成間布ト被存候尤小学校之外男女教場ヲ同クスベカラサル成規ニ付右等教場之都合ニ因リ入学許可不致ハ別段之儀ニテ既ニ去十二年中貴学医学部々モ同一ノ件ニ就キ一旦御申出之次第有之結局姑ク見合ノ都合ニ相成候如キモ固ヨリ差支無之ト存候得共追々右様入学許可候事ニ相成候ヘハ自然医学部ニモ関係可有之ト存候ニ付一應右ニ關シ貴學ノ御意見承知致度候条至急御回報相成度別紙相添此段及御照会候也

専門学務局長

明治十七年七月十八日

文部大書記官 浜尾新田

東京大学総理代理

東京大学幹事服部一三殿

〔別紙〕

愛媛県ヨリ別紙写之通伺出候付審査候処医学志願之婦女子ニシテ入
学試験及第ノモノハ男子同様許可致シ隨テ開業試験願出候ハ、問題

下付云々之旨趣ニ有之右ハ女子タリ凡相当ノ手続ヲ經候上ハ開業差
許候省議ニ有之候得共入学之義ハ男子同様之取扱ニテハ不都合之廉
モ可有之歟ト被存候就テハ追テ指令奏起紳之上ハ御合議可致儀ニ候
得共一應御内議承知致度此段及御照会候也

明治十七年六月六日

内務省三等出仕 長与専俞

専門学務局長

衛生局長

文部大書記官浜尾新殿

〔別紙の別紙〕

衛未第一三〇二

女医之儀ニ付伺

婦女子ニシテ医学志願之者有之候処右ハ入学試験ヲナン試験科目ニ
及第スルモノハ男子全様許可致シ可然ヤ果シテ然ラハ定期学科ヲ卒
業シ追テ開業試験願出候ハ、明治十二年御省甲第二号御布達ニ準シ
問題御下附相成候儀ニ候ヤ差掛り候向モ有之候条至急何分ノ御指揮
相成度此段相伺候也

明治十六年四月十二日

愛媛県令 関新平

内務卿 山田顯義殿

▽上部欄外に「文部省専門学（以下割のため欠）」の割印

▼右欄外に「教務課【花押】

庶務課印〔恭次「五十嵐恭次」〕

▼上部欄外に「供閑／総理／全心得／全補助／幹事【花押】」

▼上部欄外に「医学部通知済」の印

○資料一一一 東京大学總理代理より文部省専門学務局長宛て回答

紳未第二百三十二号〔欄外に〕

総理 教務課印〔鈴木〕

全心得印〔池田〕

全補助【花押】

庶務課主任

幹事

〔花押〕

医学部長印〔参毛〕

婦女子ニシテ医学校へ入学等之儀ニ付別紙之通專門学務局長未照
会未有之候条左接御回答可相成哉此段相伺候也

甲第五百九十八号

婦女子ニシテ医学校へ入学等之件ニ涉リ本月十八日付を以委曲御照
会之趣領了右者本學於テモ御省御意見之如ク教場等之都合出来候上ハ
婦女子ト雖凡入学許容相成トモ差支有之間布義ト存候条此段及御回答
候也

明治十七年七月廿二日

東京大学總理代理

東京大学幹事服部一三

専門学務局長

文部大書記官浜尾新殿

*別紙は添付されていないが、資料一一が別紙に該当する。

▽上部欄外に「送達済」の印

2 女子聴講生入学に関する資料

解題 資料二甲、乙は、女子にも聴講生として入学が許された大正九年度から数年間の女子聴講生に関する情報を記した記録である。それぞれ東京大学庶務部公文書綴り『文部省往復』大正十一年（報告）A145、第九件、及び同『諸向従復』昭和二年C61、一九九丁以下に保管されている。

甲は、大正十一（一九二二）年九月六日付けの文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に宛てた照会「大學ニ於ケル女子在学者調」、及びそれに対する回答である。回答中には、工学、文学、経済の三学部に聴講生があり、医学部薬学科には専攻生（医学部からの上申では「専攻科生」）がいたことが示されている。工学部、文学部の聴講生の在籍は、さきに一で触れた『婦女新聞』の記事に合致している。なお、この照会はこの年に限って行われたものらしく、前後の時期に同様の照会は見られない。

乙は、日本女子大学女子教育研究グループからの女子聴講生についての照会に対する回答である。文学部及び経済学部が大正九年から女子聴講生の入学を許可している旨が記されているが、工学部が調査から洩れている。さきに一で述べたように、大正八（一九一

九）年十一月六日の法学部の審議を経て、大正九（一九二〇）年に学部通則に聴講生の規定が導入され、女子の聴講生入学が許可された。女子聴講生の入学を大正九年から許可したというこの回答は、学部通則改正に対応して、直ちに女子の聴講生入学が実際に許されることになったことを示している。

また乙の方で文学部が、震災のため資料を失ったため、大正十、十一（一九二一、二二）两年に限っては新規出願者だけしかわからぬとあり、継続出願を含めていない人数があげられているのに対して、資料二甲の方は、関東大震災前の大正十一年について、継続出願者を含めた人数を示している。

資料二甲 文部省専門学務局長と東京帝国大学総長の往復文書

◎資料二甲一 専門学務局長より東京帝国大学総長宛て照会
〔東京帝国大学総長古在由直殿〕の部分のみ筆書きで、他は蒟蒻版刷り

発専一五五号

大正十一年九月六日

文部省専門学務局長松浦鎮次郎印

東京帝国大学総長古在由直殿

大学ニ於ケル女子在学者調

参考ニ資シ度ニ付費學ニ於テ女子ノ在学者有之向ハ左記様式ニ依リ
九月十五日迄ニ御回答相煩度

記

科別 / 学部別

例へハ文学部人

何……部

正科(本科)
選科(聽講生)

合

計

イ 工学部回答
本月六日付乾第六三四号文部省照会ニ係ハル女子在学調ノ件右ハ別記ノ通りニ付此段回答候也
大正十一年九月十三日

工学部回

庶務課
御中

記
聴講生 建築学科

壱名
以上

▽上部欄外に割印あり

○資料二甲一一 各部局より本部事務局庶務課宛て回答

ア 医学部回答

発専一五五号ヲ以テ松浦文部省専門學務局長ヨリ照会ノ大学ニ於ケ

ル女子在学者調ノ件左記ノ通及回答候也

大正十一年九月十八日

東京帝国大学医学部 回

本科

選科

記

以上

女子在学調（九月十一日現在）

文 學 部

ナシ

ナシ

以上

百十七名

聴講生

以上

大正十一年九月十二日

文 學 部 回

左記

薬学科専攻科生

鈴木ひでる

以上

▽上部欄外右に「控」と書込みあり。

庶務課御中

▽上部欄外に割印あり

工 経済学部回答

九月六日附発専一五五号女子在学調ノ件左記之通及御回答候也

大正拾壹年九月拾弐日 東京帝国大学経済学部回

庶務課御中

左記

経済学部経済学科

本科 ナシ

選科

聴講生 女 三人

以上

○資料二甲一三 東京帝国大学総長より文部省専門學務局長宛て回答

大正十一年九月十九日

庶務課

④⑤〔堀越〕

④⑤〔野口〕

〔葛巻〕

〔今西〕

拝啓

総長④〔恭平 中村恭平〕

案

東京帝国大学
乾第六三四号

本月六日付発専一五五号ヲ以テ御照会ノ女子在学者調ノ件別紙之通及回答候也

年月日

総長

大場貞子

文部省専門學務局長宛

〔別紙〕

専攻生	女子在学者調	
	学部別	科別
医学部一	工学部一人	文学部一一七人
		経済学部三人
		計二二二人
	一	

▽「專攻生」の部分は最初「專攻科生」とあり、その後紙を貼って訂正してある。

▽上部欄外左に「九月二十日送達済」

○資料二乙 日本女子大学女子教育研究グループと東京帝国大学庶務課の往復文書

○資料二乙一 最初の依頼状

私事女子高等教育に就き少々調査し度いと思ふ事が御座いますので御校の女子聴講生制度採用より今日に至るまでの一切記録が御座いましたならば至急お送り下さい様お願ひ致します。

御多忙中恐れ入りますが宜しくお願ひ致します。

十月十二日

事務室
御中

▼右欄外上部に文書番号、また右欄外下部に年月日印があるが、読み取れません。

○資料二乙一二 一度目の依頼状

文学部 紙
経済学部 宛

御多忙中恐れ入りますが左の諸事項に付き御手数ながらお知らせ戴き度う存じます

一 女子聽講生制度の認められた年度。

一 最初の女子聽講生各学部別人数。

一 初年度より昭和二年度に至る累年入数(女子聽講生)。

一 完全に一講義を聽講修了せし人の累年入数。

右至急お願ひ申上げます。

追記、返信は日本女子大学女子教育研究グループ内

済美寮大場貞子氣付

にお願ひいたします。

十一月七日

事務本部

御中

ア 経済学部回答

女子聽講生ニ関スル件回答

○資料二乙一四 各部局から本部事務局庶務課宛て回答

▽上部欄外に「十一月十七日送達済」

以上

今般標記ノ件ニ關シ日本女子大学女子研究部ヨリ照会越候ニ付左記事項調査御回報相煩度此段及照会候也

記

一、女子聽講生ノ認メラレタル年度並人員

二、初年度ヨリ本年度^(二)至^(三)年^(四)ル(以来女子聽講生) 年度別人員

三、完全ニ一講義ヲ聽講終了セル年度別人員

○資料二乙一三 本部事務局庶務課より文学部・経済学部宛て照会

東京帝国大学庶第二、〇一二二号

庶務課長 【了】

昭和二年十一月九日

庶務課④〔小林吟〕〔吟重郎〕

⑤〔堀越〕⑤〔矢野〕

庶務課御中、

東京帝国大学経済学部回

年 月 日

庶務課

〔別紙〕

第一、(女子聴講生ヲ認メラレタル年度)

年 度	人 員
大正九年	一

第二、(初年度以来聴講生年度別人員)

人 員	年 度
一	大正九年
三	大正十一年
三	大正十三年
四	大正十五年
三	大正十七年
二	大正十九年
一	大正二十一年
二	昭和二年

第三、(完全ニ講義ヲ終了セル年度別人員)

人 員	年 度	大正十三年	備 考
三	中、二人八 三年間聴講		

イ 文学部回答

庶第二〇一三号昭和二年十一月十七日付ヲ以テ女子聴講生ニ関スル件ハ別紙ノ通り有之候間此段及御回答候也

昭和二年拾二月廿二日

東京帝国大学文学部回

庶務課御中

(別紙)

女子聴講生ニ関スル取調

認メラレタル 年 度	年 度 別	女子聴講生ニ關スル取調		要 摘
		聴 講 可 生	年 度	
大正九年	大正九年度	三五	全拾年度	四八
			全拾一年度	三五
			全拾二年度	六六
			全拾三年度	五六
			全拾四年度	六〇
昭和二年	昭和二年	者ヲ含ム	全拾五年度	六三
五三	五三	者ヲ含ム	全拾五年度	六三

本学部ニテハ講義出席有無默検セズ

故ニ出席有無不明ニ付一講義ヲ聽講修了セル者ノ調査不明

▽別紙の上部欄外に割印あり。

○資料一乙一五 東京帝国大学より日本女子大学女子教育研究グル
ープへの回答

大學諸第一、三三七号

庶務課長【了】

昭和二年十一月一十二日
庶務課 [小林吟「吟重郎」]
④④④
〔堀越〕
〔矢野〕

案

年月日 大学

日本女子大学女子教育研究グループ

大垣貞子宛

女子聴講生二閑スル件

客月七日付御照会標記ノ件別紙ノ通ニ付此段及回答候也

〔別紙〕

記

一、女子聴講生ヲ認メタル年度

大正九年

二、初年度以来女子聴講生年度別人員

種別	大正五年	大正七年	大正十一年	大正十三年	大正十五年	大正十七年	大正二十年	大正二十一年	大正二十三年	大正二十四年	大正二十五年	昭和二年	計
経営部	一	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	三
文学部	三五	四六	五三	六四	七五	八六	九七	一〇八	一一九	一二〇	一二一	一二二	一九
合計	三六	三	三	四	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	四五
	五六	五八	五六	五五	五四	四四	三四	三三	二二	一	一	一	四三

○資料二二一六 礼状

御多忙中 わざ～私の為に時間をさりてお調べ下さいました」と
そして御手数にも 御送り下さいましたことは 何とも感謝に耐え
ません

④④④
〔堀越〕
〔矢野〕

深々 御礼申しあげます。
先はお禮まで、

一五日

帝国大学 事務所御中

大場 貞子

▼右欄外上部に「東京諸第一、三四六号」

▼下部に「昭和二年十一月一十七日/庶務課④〔小林吟「吟重郎」、堀越、矢野〕」

▼上部に「庶務課長④〔菊沢〕」

3 最初の大学院女子学生

- △上部欄外に「十二月二十四日送達済」
- 三) 完全ニ講義ヲ聴講終了セル人員
第二項表二同シ

以上

解題 ここに掲げる資料は、東京帝国大学において女子で学生という地位を最初に獲得した人物である中華民国からの留学生韓桂琴(かん けいきん)に関するものである。資料三一一は、評議会の議事記録から収録したものであり、資料三一一以下は、東京大学本部事務局庶務部公文書『文部省往復』及び同じく『留学生關係』から収録したものである。資料三一一以下の出典は各資料の冒頭に示した。

帝国大学、そしてその後身の東京帝国大学においては、学生と生徒と言う言葉は使い分けられており、学生は学部本科に在籍する者、又は大学院に在籍する者を指し、生徒は通常、選科生、聽講生、専攻生、及び研究生をさした（但し、明治二十年代から三十年代にかけたの分科大学研究科研究生を除く。また昭和十〔一九三〇〕年十月八日評議会議決により学部通則中に導入された「外国学生」という語は、学生という語にもかかわらず、学生以外に選科生等の生徒も含んでいる）。

学生という語が初めて用いられたのは、明治十四（一八八一）年八月であった。これは、従来名称は東京大学でありながら、事実上別個に運営されていた東京大学法理文学部と同医学部に、初めて統一した総理が置かれ、管理機構が統一された時期である。『東京大学第一年報』（起明治十三年九月止同十四年十二月）は、「明治十四年八月一日本科生徒ヲ自今学生ト称スヘキ旨ヲ達ス」と、その起源を伝えていた。従来は、法理文学部も医学部も生徒という語のみを用いていた。生徒は、前身校の開成学校、医学校以来学生という語はなかった。生徒は、工部省所管から文部省所管に移る工部大学の呼称であった。なお、工部省所管から文部省所管に移る工部大学では、明治十九年に東京大学に合併され、帝国大学工科大学となつた。勿論、韓桂琴の場合は北平大学（北京大学）卒業という男子学生と同等の学歴を持っており、資格要件は満たしていた。しかるまで、生徒という語のみを用いていたようである。

大学院については、明治十三（一八八〇）年に法理文学部に学士研究科が設けられたときに研究生という語が作られたが、明治十九（一八八六）年に帝国大学が設けられ、大学院という名称が導入されたとき、研究生という語も学生に改められた。なお、その後明治二

十年代から三十年代に分科大学研究科にあった研究生は、従来の研究生とも、また後の研究生とも違い、学生でも生徒でもない存在であつた。

学生という語は、生徒という語と対立的に用いられ、学内の一つの地位を示すものであつた。

この学生という地位を女子が初めて得たのは、学部のレベルでは、昭和二十一年（一九四六）年度のことであった。これは一で紹介したように『東京大学百年史』（通史二）にかなり詳しく紹介されている。

しかし、大学院レベルでは、『東京大学百年史』（資料二）に掲げられた評議会の記録から、昭和八年に各学部教授会の裁量に任せられたことまでしか知ることができない。即ち、この決定が各学部においてどのように展開したかは明らかにされていなかつた。

筆者が調査した結果、最初の大学院女子学生は、昭和九（一九三四年）年五月二十九日に入学を許可された中華民国留学生韓桂琴であることが明らかになった。この年に入学したのが女子大学院学生として最初であったことは、『文部省往復』中の諸種の統計からも読み取れるが、本稿では統計は紹介しない。

韓桂琴の大学院入学は、東京帝国大学の女子入学の一つの転機となつた。勿論、韓桂琴の場合は北平大学（北京大学）卒業という男子学生と同等の学歴を持っており、資格要件は満たしていた。しかしながら、大学卒業者であっても女子は入学させない、というのが東京帝國大学の慣行であったわけなので、ここで東京帝国大学は大学としての態度を転換し、実行に移したという事が出来る。しかも、一度

触れた高橋及び古屋野の研究で紹介されているように、その後数年内に、日本人女子も大学院学生として入学するようになるので、日本人女子の入学許可をも結果的に促したと考えられる。

右の事実は、誰が何時最初に大学院学生として入学したか、という事実にとどまらない日本の教育制度の重要な問題を示している。即ち、日本の学校制度の中で教育された女子を対象とするだけでは、日本の学校制度の頂点にあつた東京帝国大学の入学制度が改革されず、留学生受け入れを媒介とした学校制度の国際的な接触を契機とすることによって、初めて女子の大学院入学が許されたという点である。

日本では、既に大正二（一九一三）年に東北帝国大学理科大学が女子学生を受け入れた例があり、東京帝国大学は女子を学生として受け入れていなかつたとはい、大正十二（一九二三）年以来少数の大学では制度的にも認められるようになつてゐる。⁽³⁾ 従つて、たとえ微々たるものであつても東京帝国大学も大学院への女子入学を許可する可能性はあつたわけだが、実現していなかつた。一方、中華民国では、北京大学が、一九二〇（大正九）年の新学年に同國で初めて九名の本科女子学生を入学させ、以来続々と各大学が本科女子学生を入学させるようになつてゐる。⁽⁴⁾ 当時の中国と日本の学部女子学生数の統計調査を筆者は行つていないので、具体的な数値を比較することはできないが、北京大学は、日本で言えば帝國大学（即ち官立の総合大学）に相当するわけで、帝國大学卒業に相当する学歴をもつ女子は中国の方が圧倒的に多く生み出していたと推定できる。

このような状況にあって、留学という外国との学校制度の接触か

ら圧力を受けて、東京帝国大学が女子の入学を許可したとみるべきか、それともそれ慣行を変更する好機として利用したと見るべきかは、いまのところ明らかに出来ていない。しかし、いずれにせよ、これが大学院における女子入学の転機となつたのである。

右のような状況は、昭和戦前期の日本において、学校制度発展が停滞していたことを如実に示している。

韓の入学については、『東京大学百年史』部局史一、第一編法学部の昭和九年五月にも次のように書かれているが、女子であつたといふことは触れられていない。

四名、大学院入学許可。韓桂琴ほか五名、学力検定試験を経て大学院入学許可。⁽⁵⁾

こゝに書かれている学力検定試験は、同部局史の昭和六（一九三一）年の部分に掲載されている「大学院学生入学検定法（学部内規）によるものである。⁽⁶⁾ 学力検定試験は、大学令に依る大学の卒業者（即ち帝國大学以外の大学の卒業者）、及び大学令による大学と同一程度の外国大学の卒業者に対して行われた。

韓の退学期日は明らかでないが、東京帝国大学の『一覧』又は『要覧』には、昭和九年から十三年まで毎年五月一日現在で大学院学生として韓桂琴の名が掲げられている。⁽⁷⁾ 従つて、少なくとも昭和十三年五月一日まで学籍があつたことがわかる。なお、昭和九年五月一日は、まだ評議会で入学が許可される前であるが、同年の『要覧』が六月に発行されたため、発行日段階で既に入学していた韓桂琴の名が加えられたものと考えられる。

韓は、一九七九（昭和五十四）年から八〇年にかけて『人民中国』（日本語、翻訳は同誌編集部）に連載された日本留学の回顧録に回想をよせている。回顧録は、昭和五十七（一九八二）年に東方書店から刊行された同書店と人民中国雑誌社共編『わが青春の日本——中国知識人の日本回想』にまとめられている。⁽⁶⁾ 韓の回想は、改名した韓幽桐（かん ゆうどう）の名で書かれた「東大法学部研究室での五年間」である。同書にのせられた韓幽桐の紹介は次の様なものである。

旧名韓桂琴。法学教授。一九〇八年生れ、黒竜江省寧安県出身。一九三二年夏から三七年春まで東京帝国大学法学部で研究生生活。最高人民法院華北分院副院長、寧夏回族自治区高級人民法院院長、全国人民代表を歴任。現在、第五期全国政治協商會議常務委員兼法制組組長、第五期全国人民代表大会常務委員会法制委員会委員、中華全國婦女聯合会常務委員、中国社会科学院法学研究所副所長。

韓幽桐の回想の中には次の様な部分が見られ、当時、韓桂琴が東京帝国大学大蔵院の最初の女子学生であったことを自覚していたこと、教授神川彦松と教授横田喜三郎から指導をうけていたことが書かれている。

〔一二三頁〕

一九三二年、北平大学の法商学院を卒業したわたしは、日本に渡り、東京帝国大学法学院の研究室で学んだが、東京帝大はこれまで女子学生をとったことがなかつたそうだ。

〔一二二頁〕

わたしは東大法学部の大学院で研究生だったころ、外交史と国際法を研究していた。一人の教授から指導を受けた。外交史を研究しておられた神川彦

松先生と横田喜三郎先生である。

「なお、大学院で「研究生」であったというのは、恐らく「学生」と訳すべきところを誤つたものである。現在の中国語（漢語）において大学院学生を示す「研究生」の語の誤訳であろう。」

〔一二三一一四頁〕

一九八〇年の四月から五月にかけて、横田先生が中国に来られた。

「……略……」その晩、北京飯店で師弟再会し、先生はたいへん喜んでくださった。

わたしが東大の第一号女子学生だったことまで憶えておられた。

翻刻した資料から読み取れるのは、韓桂琴の入学経緯、学費の出所、住所、研究内容、帰国の経緯などである。それらは、右の、韓桂琴が最初の女子学生であったという回想を裏付けるものもある。

まず、入学への過程は、次のようなものであった。昭和八（一九三三）年一月二十四日の評議会で、法学部長から、中華民国の大学女子卒業生の大学院入学が一旦提起され、宿題とされた後、東京帝國大学に一月二十七日付けの中華民国駐日留学生監督からの紹介状、及び二月六日付けの中華民国公使館からの紹介状が提出され、二月七日に受け付けられた。これを受けて、法学部長は、二月七日の評議会で、北平大学卒業生女子から法学部大学院に実際に出願があつたとして、大学院女子入学志願者の取扱方に關して再度審議を希望し、審議の結果入学決定は各学部教授会の賛議に委ねることとなつた。その結果、法学部教授会で審議され、学力検定によつて入学の許否を決することとなり、二月十八日にその旨法学部長から総長に

へ回答された。学力検定試験は、その年五月に施行された。その結果は明らかでないが、韓は、その年早稲田大学大学院に入學し、翌九年東京帝国大学法学部の学力検定試験の結果⁽⁵⁾、五月二十九日の評議会で正式に入學が許可された。

学費は、東京帝国大学法学部大学院入學後、外務省から補給を受けることになり、昭和九年九月から昭和十一（一九三六）年八月まで選抜留学生として補給され、昭和十一年九月から特選留学生として補給された。在学二年を終了する段階で、外務省文化事業部から内地見学旅行費を支給され、外事掛囑託に引率されて、昭和十一年四月に、他の中華民国留学生と九泊一〇日の京阪神・伊勢旅行をすることになっていたが、実施済報告によると参加していない。

住所は、少なくとも、本郷区駒込千駄木町一七五 上山方、その後、本郷区森川町一二四フジハウス内にいたことがわかった。

研究内容は外交史で、論文として『最近中蘇外交史』『最近中蘇外交史統編』を執筆していた。

帰国したのは、昭和十二（一九三七）年七月十日であった。夏季休暇帰国中に、七月七日の盧溝橋事件から日中全面戦争に進行し、日本には戻って来なかつた。そのため、十二月になって補給は停止されることになった。外務省から特選留学生として更に一年学費支給されることになっていたので、戦争のため留学継続を断念したことがわかる。

なお、当時の留学生への学費支給制度はほとんど知られていないようなので、概略を紹介しておこう。

当時、中華民国からの留学生に対しても、外務省文化事業部が学費補給する制度があり、「一般補給留学生」、「選抜補給留学生」（又は「選抜留学生」）、「特選補給留学生」（又は「特選留学生」）の三種類に分けられていた。それらについて、外務省文化事業部による昭和八（一九三三）年十月の印刷冊子『支那留学生事務処理二関スル参考並ニ希望事項 外務省文化事業部 昭和八年十月』に説明されているので、それについて抜萃しておく。

・一般補給留学生について

大正十二年初メテ支那留学生ニ対シ学費ヲ補給スルコトナリ汪公使出淵次官ノ協定ニヨリ支那教育部令ヲ以テ公布サレタル「庚款補助留学生学費分配弁法」ヲ臨時の弁法トシテ承認シ一律ニ金七拾円ヲ補給スルコトトナリタルモノ即チ一般補給生ナリ「……略……」一般補給留学生ハ昭和五年九月以降ハ〔在本邦支那留学生監督から〕補缺者ヲ推薦シ來ラサル為年々減少シツツアリ

・選抜補給留学生について

1、資格及選定

本邦ノ高等学校専門学校以上ノ学校ニ在学スルカ又ハ上記学校ヲ卒業シタル上更ニ高級ノ本邦學校或ハ其ノ他ノ適當ナル機関ニ於テ研究實習ヲ為シツツアル滿洲國及中華民國留学生ニシテ成績優良ナルモ學費不足ノ為留学ノ素志ヲ達シ得サル者ヨリ選抜ス

四、學費支給期間ハ在学生ニ対シテハ卒業迄（最短修業年限ニ卒業出来サリシ者ハ繼續補給願ヲ提出シテ詮議セラルモノトス）其ノ他ニ対シテハ二ヶ年以内トス
五、休學中又ハ研究休止中ハ學費ヲ支給セズ尚休學又ハ研究休止半ヶ年ヲ経過スル時ハ補給生ノ資格ヲ取消スコトアルヘシ

• 特選留学生について

一、資格及選定

専門教育ヲ修了シタル支那人ニシテ更ニ学術ノ蘿奥ヲ極ムル目的ヲ以チ
本邦ニ於テ研究ヲ為シツツアル者（普通ノ補給生ヨリ学力地位等總テ上
位ニアルモノ）ヨリ選抜ス

四、学費支給期間ハ二ヶ年以内トス但特別ノ事情アルモノハ之ノ限りニ非ス
六、本補給生ニハ毎月定額ノ学費ヲ支給スル外年額參百円以内ノ研究費ヲ支
給スルコトヲ得ルモノトス

補給費額は次のようになっていた。一般補給留学生に対してもは、
汪・出淵協定により一律に月額七〇円であった。選抜補給留学生の
場合は、昭和八年度から学校種別、学部別、所在地別によって異なっ
ており、東京帝国大学法学部なら五五円であった。学費が少ないの
は、十二分に学費を支給しようとするものではなく、最低学費を目
標として自費生に給するものだつたためである。特選留学生は、月
額一五〇円以内で、昭和八年十月現在では一〇〇円から七〇円の間
の者ばかりであった。韓は、選抜留学生のとき月五五円、特選留学
生となつてからは月一〇〇円を支給されていた。

内地見学旅行の経費についても、同資料の「第十三、内地見学旅
行ニ関スル事項」に書かれているので抜率する。

- 一、留学生ニ対スル内地見学旅行費ノ補助ハ留学期間中一回トス
一、補助額ハ定額トシ十日以上ノ旅行ニ対シ指導者一名ニ付金百武拾円、學
生一名ニ付金七拾円トシ追給ハ認メス
- 三、旅行團ハ卒業年次ニアルモノ五名以上ヲ以テ組織シ指導者ハ一名トス
但シ卒業年次ニアルモノ五名ニ満タサル時ハ次年度卒業ノモノモ之ニ加

フルコトヲ得
アルヘシ

なお、さきに一の先行調査資料解説の部分で、昭和十八（一九四
三）年の学部通則改正の説明を『東京大学百年史』通史二から引用
した中に、外国人女子は学部学生としての入学が許されなかつたと
いう点が書かれていた。これは、大学院学生についてはこの限りで
ないことが含意されている。それは、韓桂琴が既に入学していたと
いう実績からも当然のことであつたが、筆者が別稿で紹介した「外
国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」の第十二回記事要旨、及び昭
和十八年六月一日施行の学部通則中改正の際の「覚書」等でも、聴
講生、研究生、大学院学生について男女を同等の扱いとすることは
明記されている。⁽¹⁾

註

- (1) 『東京大学第一年報』明治十五年七月十八日序、三四頁
- (2) 『工部大學校學課並諸規則』（明治十八・十九年）でも、生徒といふ語が用
いられており、学生といふ語は見られない。
- (3) 高橋次義、前掲、一の註(13)、一一二頁
- (4) 蕭超然・沙健孫・周承恩・梁柱・楊文嫻（編著）『北京大學校史』（一八九八
—一九四九年）（増訂本）、一九八八年、北京大學出版社（北京大學校内）、六
四一六五頁
- (5) 『百年史、部局史一』、二二九頁
- (6) 同右、一〇一—一〇二頁。但し『留学生關係』（昭和八年）中の「趙煥章

本学大学院入学ニ関スル件（目次中第一三件）に綴じ込まれた昭和八年四月十八日現在の同内規によると、法学部部局史に掲げられている第三条の部分がない。

(7)『東京帝国大学一覧』（昭和八年度）、昭和八年七月五日、東京帝国大学。『東京帝国大学大字要覧』（昭和九年度）、昭和九年六月五日、東京帝国大学。『東京帝

国大学要覧』（昭和十一年度）、昭和十一年七月十五日、東京帝国大学。『東京帝国大学一覧』（昭和十二年度）、昭和十二年八月五日、東京帝国大学。『東京帝国

大学一覧』（昭和十三年度）、昭和十三年八月三十一日、東京帝国大学。『東京帝国大学一覧』（昭和十四年度）、昭和十四年十二月十五日、東京帝国大学。

(8) 東方書店・人民中国雑誌社（編）『わが青春の日本——中國知識人の日本回想』一九八二年、東方書店、一一三一一五頁

(9) 前掲(5)参照

(10)『留学生關係』（昭和八年）

(11) 所澤潤「外国人留学生取扱ニ関スル調査委員会」（昭和十七〔一九四二〕年・東京帝国大学）の記録『東京大学史紀要』第九号（本誌、本号）、東京大学史料室

予メ考慮ヲ要ストノ提議アリ宇野〔哲人、文学部長〕、三瀬〔信三、法学部評議員〕、松原〔行一、理学部長〕、森〔莊三郎、経済学部長〕ノ諸氏ヨリ意見ノ交換アリ議長〔総長、小野塙喜平次〕ヨリ本件ハ宿題トシテ考慮シ置カレ度キ旨述ヘラル
イ 昭和八年二月七日
三、女子ノ大学院入学ニ関スル件
穗積〔重遠〕法学部長ヨリ前回ニ於テ宿題トサレタル本件ニ就キ北平大学卒業ノ女子ヨリ願出有之タルニ依リ之ガ取扱方ニ関シ審議方希望アリ、松原〔行一、理学部長〕、林〔春雄、医学部長〕、森〔莊三郎、経済学部長〕、田中〔芳雄、工学部長〕、諸戸〔北郎、農学部長〕、及吉江〔琢兒、理学部評議員〕ノ諸氏ヨリ意見ノ開陳質疑応答アリタル後、議長〔総長、小野塙喜平次〕ヨリ本件ハ各学部教授会ノ詮議ニ依ツテ決定セラレテハ如何ト一同ニ諮詢ラレ其通りニ決ス
＊百年史、資料一、八八八頁掲載のものには、この「」がない。

○資料三一一 大学院女子学生入学関係の評議会記事要旨

*評議会は帝国大学令第五条に基づき、各学部長及び各学部の教授二人以内にて構成されていた。従つて以下の資料中の学部長はすべて評議会構成員である。

ウ 昭和九年五月二十九日

一一、大学院入学ノ件

ア 昭和八年一月二十四日
五、外国大学卒業生入学ニ関スル件
穂積〔重遠、法学部長〕氏ヨリ外国大学卒業生殊ニ女子ノ本学大学院入学希望者ヲ如何ニ取扱フヘキヤ現ニ中華民国人ニ付キ

小野塚喜平次）ヨリ希望アリテ左記十六名何レモ許可スルコト

二決ス

記

研究事項		学 部	氏 名
外交史	同 [法学部]	韓 桂 琴	

○資料三一二 韓桂琴入学関係

ア 中華民国駐日公使館による推薦状

◇出典：「留学生關係」（昭和八年）
〔赤枠の中華民国駐日留学生監督處用箋に書かれている。〕

敬啓者茲有本国吉林省學生韓桂琴係國立北平大學法學院畢業擬入
東京帝國大學法學部（空白）科肄業用特專函介紹至希
查照准予試驗入学無任感荷順頒

日祉

東京帝國大學公鑒

中華民國公使館印 一月六日

▼右下部に庶務年月日丸印〔昭和八年一月七日〕

▼下部の付箋に「本国吉林省學生トアリ滿洲國トノ関係考慮ヲ要セザルヤ印〔左
藤〕」とある

▼右欄外にあると思われる文書番号等の記入は製本のため読み取れない。

イ 中華民国駐日留学生監督による推薦状

◇出典：「留学生關係」（昭和八年）
〔赤枠の中華民国駐日留学生監督處用箋に書かれている。〕

東京帝國大學總長 台鑒
逕啓者茲有敝國吉林省寧安縣學生韓桂琴係國立北平大學法學院卒業
願入

貴校法學部大學院肄業用特專函介紹即希

貴校長准予試驗入学至為感納專此順頌

公綏

中華民國駐日留学生監督劉燧昌印

中 華 民 国 一九二一年一月二十七日

*原文書では「帝」の字が使われているが、山崎惣与「満洲國地名大辭典」昭
和十六年（第二版、昭和十二年初版、日本書房発行、東京大学総合図書館所
蔵）、六七五、六七八頁の記述に従い「帝」とした。

▼右欄外上部に「東京帝國大學第一二〇号ノ一」

▼右欄外中部に割印

▼右欄外下部に「昭和八年一月七日／庶務課調査掛印〔佐藤、本間〕」

▼上部に「庶務課長印〔江口〕」

▼上部に「法學部長印〔穗積〕」、それに対応する下部に「印〔麗〕」

▼左上部に朱色ペン書きにて「本件何分ノ御回報相煩度候也」（庶務課から法學
部宛てと思われる）

ウ 韓桂琴は学力検定の上大学院入学の許否を決定すること

◇出典：『留学生関係』（昭和八年）

東大法第二〇号

中華民国国立北平大学法学院卒業

中華民国婦人 韓 桂 琴

右大学院入学希望ノ趣ヲ以テ中華民国公使館ヨリ照会ノ處本学部ニ
於テハ学力ノ検定ヲ行ヒ許否ヲ決定スヘキコトニ教授会ニ於テ議決
致候間此段上申候也

昭和八年二月十八日

東京帝国大学法学部長 男爵 穂 積 重 遠

東京帝国大学總長 小野塚喜平次殿

▽「東大法第二〇号」は右欄外に記載。

▼右下部に庶務年月日丸印〔昭和八年二月十八日〕

二 韓桂琴氏大学院入学差支無き旨中華民国公使館へ回答

◇出典：『留学生関係』（昭和八年）

①庶第一一〇号、②裁決定二月二十一日、③校合〔嶋田〕、④發送二月二十三
日⑤〔嶋田〕、⑥完結四月二十一日（上部欄外に文書掛による完結日付印）、⑦
昭和八年二月十八日起案⑧〔上山〕、⑨總長⑨〔小野塚〕／庶務課長⑩〔江口〕、
調査掛長⑪〔佐藤〕

案

年 月 日

本 学

文化一普通合第二一八〇七号
昭和九年七月十九日

外務省文化事業部長代理

韓桂琴氏大学院入学ノ件

本月六日付ヲ以テ標記ノ件ニ關シ御照会ノ趣了承本学ニ於テ差支無
之候ニ付同人ノ学力検定ノ上許否決定可致候間御了知相成度及此段
御回答候

才 学力検定試験施行

◇出典：『留学生関係』（昭和八年）

昭和八年四月十八日付で石原本富士警察署長から東京帝国大学校に宛てて出さ
れた「中華民国留学生調査二関スル件」（五月一日現在の調査）（本特高秘第九
七ノ一号）の照会（庶第六四七号）に回答するために行われた學内の調査で、
法学部から庶務課長に宛てた報告（東大法第一一二号、五月一日付）「中華民国留
学生調査ニ關スル件」の表に大學院学生五名が掲げられており、その他に「備考」
中に次の様に書かれた部分があり、韓桂琴が受験したことを知ることが出来る。
本年度中華民国人ニシテ学力検定試験施行中ノモノ木（七）名（内
一名女子）アリ

○資料三一三 選拔留学生選定及び継続

ア 選拔留学生に選定（一）

◇出典：『留学生関係』（昭和九年）

*別紙添付

江戸千太郎印

東京帝国大学総長 小野塙

昭和九年度選抜留学生選定ノ件

今般詮議ノ結果實学在学于百済外四名ヲ當部選拔留学生ニ選定シ別

此ノ旨本人ニ御通達相成度

尚別添「支那留學生給費實施要綱」二從ヒ毎月ノ學費交付及今後同

追テ「支那留学生給費実施要綱」第六項〔第八項の誤〕ノ用紙甲、

乙号表一名二付各三通宛同封及送附二付夫々御記入ノ上内各二通

致二付右御了承相成度此段申添フ

〔別紙「支那留学生給費実施要綱」は略す〕

選拔補給留学生名簿（昭和九年七月選定）中華民国ノ部

韓桂琴	氏名
河北	省出身別身
東京帝大法學院	在籍年数
昭和十七年平七郎	成績
昭和十七年平七郎 法学部卒業 四年稻田大學 大學院入學 九四東京帝大 大學院入學 九三東京帝大 大學院入學	学歴
昭和十九年九月 至昭和十九年八月	補給期間
五五円	月額
[**]	備考

*「別紙添付」は右枠外に記載

▼右欄外上部に「東京帝國大學庶第九」二号

右欄外下部に庶務年月印知田 [昭和九年七月二三日]

備考欄＊＊に鉛筆で「五、三〇日一、〇五九号特選トシテ出願」とメモが記入されている。

イ選抜留学生に選定

昭和九年七月二十一日

外務省文化事業部長代理

江戸千太郎

東京帝國大學總長 小野塚喜平次 殿

特選留学生推薦並補給繼續願ニ関スル件

本件ニ関シテハ五月十二日附庶第九四七号、五月十四日附庶第九三九号、五月三十日附庶第一〇五九号、六月一十六日附庶第六七四号及六月二十九日附庶第九六二号貴信ヲ以テ御申越有之タルヲ以テ詮議シタル処左記ノ通り特選留学生選定並継続補給ヲ許可致シタルニ付右ニ御了承相成度尚右以外ノ者ハ今回ハ其ノ選ニ洩レタルニ付右様御諒承ノ上本人ニ対シ可然御伝達相煩度此段申進ス

記

氏名	学部	事由
吳士綏	医学部専攻生	特選留学生二選定
邵毓麟	経済学部大学院	継続補給許可
韓桂琴	法学部大学院	選拔留学生二選定
蔡枢衡	同右	選拔留学生二選定
張舒義	文学部大学院	継続補給許可
黃輝邦	同右	継続補給許可
	同右	以上

追テ別添甲、乙号用紙各三通及送付ニ付夫々必要事項御記入ノ上
内各二通ハ可成ク速ニ当方ニ御回送相成度学費ハ右ノ接到ニ依リ
送付スベキニ付御含ミ置相成度シ

(別紙)

東京帝大

継続補給者表		(昭和十年九月)	
姓	名	省別	給費
韓桂琴	河北	区分	部(研究科目)
	選抜	給費	學年
		〔神川教授〕	〔研究第一年目許可〕
		〔國際政治及外交史〕	
		自昭和十一年九月	継続補給期間
		至昭和十一年八月	
		五五円	月額補給
			備考

以上

*別紙添附

◇出典：『留学生関係』(昭和十年)

ウ 選抜留学生継続

文化一普通第八五五号

昭和十年九月四日

外務省文化事業部長 岡田兼一

選抜留学生韓桂琴ノ継続補給ニ関スル件

ヒ 継続願出の要無之

◇出典：『留学生関係』(昭和十一年)

*別紙添付は右欄外に記載。
▼右欄外上部に「東京帝大」
▼右下部に庶務年月日丸印「昭和十年九月九日」

文化一普通第五六四号

昭和十一年五月二十五日

東京帝国大学総長 長与又郎殿

選抜留学生韓桂琴ノ継続補給ニ関スル件

本件ニ関シ五月二十四日附〔東〕大庶第七八三号貴信ヲ以テ御申越
ノ趣了承、仍テ詮議ノ結果韓桂琴ニ対シ別紙記載ノ通継続補給致ス
コトト相成リタルニ付右様御了知ノ上此ノ旨本人ニ御伝達相成度尚今
後ノ修学監督学費ノ支給等ニ關シテモ万事御配慮相煩度此段申進ス

*別紙添付

外務省文化事業部長 岡田兼一回

東京帝国大学庶務課長 江口重国殿

文化一普通第九六九号
昭和十一年十月九日

選抜補給留学生羅倬漢外九名ノ継続補給ニ関スル件

外務省文化事業部長 岡田兼一回
東京帝国大学總長長与又郎殿

本件ニ關シ五月十八日附東大庶第一八五号貴信ヲ以テ御申越ノ趣了承、仍テ詮議ノ結果羅倬漢外九名ニ対シ從來通選抜補給生トシテ別紙記載ノ通り継続補給致スコトト相成リタルニ付右様御了知ノ上此ノ旨本人ニ御伝達相成度尚今後ノ修学監督學費ノ支給等ニ関シテモ万事御配慮相成度此段申進ス

追テ別添甲、乙号用紙各三通及送付ニ付夫々必要事項御記入ノ上

内各二通ハ可成ク速ニ當方ニ御回送相成度學費ハ右ノ接到ニ依リ

送付スヘキニ付御含ミ置相成度尚韓桂琴ハ補給期間昭和九年九月ヨリ昭和十一年八月迄ニシテ漆宗棠ハ昭和九年九月ヨリ昭和十二

年三月迄ナルヲ以テ継続補給願出ノ要無之又沈僕、吳自積及盧叔達ノ三名ハ研究業績提出アリタル上詮議可致意向ナルニ付右申添フ

[別紙「継続補給者表（昭和十一年四月）」は省略]

*「別紙添付」は右枠外に記載。

▼右欄外上部に〔東京帝国庶第一八五号〕

▼右欄外下部に庶務年月日丸印〔昭和十一年五月、日付のみ読み取り不能〕。

文化一普通第一〇三六号

昭和十一年十月三十日

別紙添付

◇出典：『留学生關係』（昭和十一年）

イ 特選留学生に選定

外務省文化事業部長 岡田兼一回

東京帝国大学總長長与又郎殿

特選留学生選定ノ件

○資料三一四 特選留学生銓衡及び継続

ア 特選留学生銓衡に関する件

◇出典：『留学生關係』（昭和十一年）

義二貴大學ヨリ當部特選留学生トシテ御推薦アリタル文学部大學院学生尤炳折外四名ニ就キ今般詮議ノ結果徐政聞、韓桂琴ノ両名ヲ特選補給留学生ニ選定シ左記ノ通學費ヲ補給スルコトニ決定セルニ付

右様御了知ノ上本人等ニ御通達相成度尙別添「特選留学生学費其他支給規程」御含ノ上毎月ノ学費交付及今後同人等ノ修学督励方可然

御配慮相成度此段御通知旁御依頼申進ス

追テ学生ヨリ提出セシムヘキ證書様式一通同封及送付ニ付右様式

ニ依リ本人等ヨリ證書ヲ徵セラレ當方ニ御回送相成度尙学費ハ右證書接到ノ上送金可致ニ付此段申添フ

記

姓 名	省 別	研究指導者 研究題目	補給期間	補給月額
韓 桂 琴	徐 政 聞	栗山教授 「小兒科一般」	自昭和十一年九月 至昭和十二年八月	一〇〇円

以上

エ 特選留学生継続

◇出典：『留学生関係』（昭和十二年下）

*附屬物別封

〔別添「特選留学生学費其他支給規程」は省略〕
*「別紙添付」は右枠外に記載。

▼右欄外上部に「東京
帝国大
学庶第一九二八、一五二六号」

▼右欄外下部に「東京
帝国大
学庶第一九二九、一七九九号」

▼右欄外下部に「東京
帝国大
学庶年月日丸印〔読み取り不能〕」

▼上部欄外に「供閲／庶務課長印〔江口〕／会計課長〔不在〕の記載」

▼下部に〔印〕〔平川、原、中野〕

ウ 韓桂琴の論文返却

◇出典：『留学生関係』（昭和十一年）

附屬物別便

文化一普通第一〇五一号

昭和十一年十一月五日

外務省文化事業部長 岡田兼一 団

東京帝国大学総長 長与又郎 殿

特選補給留学生ノ研究論文返却ノ件

九月三十日附東大庶第一、五二六号貴信ヲ以テ当部特選補給留学生

トシテ御推薦相成タル貴学法學部大學院学生韓桂琴ノ研究論文「最近中蘇外交史」別便ヲ以テ及返送ニ付本人ニ返却方可然御取計相成度此段申進ス

*「附屬物別便」は右枠外に記載。

▼右欄外上部に「東京
帝国大
学庶第一、五二六号」

▼右欄外下部に「東京
帝国大
学庶年月日丸印〔月日読み取り不能〕」

文化一普通第九二五号

昭和十二年八月二十六日

外務省文化事業部長 岡田兼一 团

東京帝国大学総長 長与又郎 殿

特選留学生韓桂琴ノ継続補給方ノ件

本件ニ関シ八月十九日附東大庶第一四七〇号貴信ヲ以テ御申越ノ趣了承仍テ詮議ノ結果韓桂琴ニ対シ左記ノ通継続補給致スコトトシタ

ルニ付右御了知ノ上本人ニ御転達相成度此段申進ス

追テ報告論文「最近中蘇外交史統編」別便ヲ以テ及送付ニ付御査
収相成度右申添フ

記

氏名	省別	指導教授	研究題目	継続補給期間	補給月額
韓桂琴	河北	神川彦松教授	最近中蘇外交史	自昭和十二年九月至昭和十三年八月	金百円

以上

*「附属物別封」は右欄外に記載。

- ▼右欄外上部に「東会回議第四八二号」
- ▼右欄外下部に会計課年月日丸印「月日読み取り不能」
- ▼下部に庶務課受付丸印「昭和十二年八月三十日、庶第一、四七〇号」
- ▼上部欄外に「供聞/庶務課長⑩〔江口〕/全計課長⑪〔木村〕」
- ▼下部に⑫「小野、松田、本間、大井」

○資料三一五 在学状況関係資料

ア 昭和九年、十年、十一年の在学状況調査

◇出典：『文部往復』中、昭和九年(二)(A19、一一四丁以下)、昭和十年(一)(A193、二〇一丁以下)、及び昭和十一年(二)(A195、一六八丁以下)

(ここに掲げるのは、昭和九年から十一年にかけての三年間に同内容の調査

資料から、韓桂琴の部分を抽出してまとめたものである。

東京帝国大学総長に宛てて出された「満洲国及中華民国留学生卒業者並在学

姓名	省別
⑨韓桂琴⑩韓桂琴⑪韓桂琴	⑨河北⑩河北⑪河北

者状況調査ノ件」(官專一〇七号)に対して、八月三日に東京帝国大学庶務課長から(庶務課長決裁で)文部省専門学務局長に宛てて発送された回答「満洲国及中華民国留学生卒業者並在学者状況調査ノ件」(庶第一、四九二号)の中にある「中華民国留学生在学状況調査表」から採録した。

昭和十一年の資料は、昭和十一年九月十二日付で文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に宛てて出された「中華民国及満洲国留学生ノ卒業並在学状況調査ノ件」(官專一五六号)に対し、十月七日に東京帝国大学庶務課長から(庶務課長決裁で)文部省専門学務局長に宛てて発送された回答「中華民国及満洲国留学生ノ卒業並在学状況等調査ノ件」(東庶第一、四八五号)の中にある「中華民国留学生在学状況調査表」から採録した。

昭和十一年の資料は、昭和十一年九月二十五日付で文部省専門学務局長から東京帝国大学総長に宛てて出された「中華民国及満洲国留学生ノ卒業並在学状況調査ノ件」(照專四〇号)に対して、十月二十六日に東京帝国大学総長から(但し庶務課長決裁により)文部省専門学務局長に宛てて発送された回答「中華民国及満洲国留学生ノ卒業並在学状況調査ノ件」(大庶第一、五〇五号)の中にある「中華民国留学生在学状況調査表」(昭和拾壹年九月拾五日現在)から採録した。

いずれも、項目名、及び記入内容は原文のままであるが、記入内容は九、十、十一年のものに、それぞれ⑨⑩⑪を附した。原文中繰返しの記号「」の部分は、繰返されるもとの項の内容を直接書いた。

なお、韓桂琴の名は、昭和九、十、十一の三年間にわたって見出せた。昭和八年については韓桂琴の名は見つからない。昭和十二年については解題者は同照会の存在を確認していない。

年齢 ⑨ 26 ⑩ 26 ⑪ 27 才

学部 ⑨ 法 ⑩ 法学部 ⑪ 法学部

科別 ⑨ 大学院 ⑩ 大学院 ⑪ 大学院

学年 ⑨ [空欄] ⑩ 在学 2 年 ⑪ 在学 3 ヶ年

入学年月 ⑨ 昭和九年四月 ⑩ 昭和 9 年 5 月 29 日 ⑪ 昭和九年五月 1
十九日

案 年 月 日
外務省文化事業部長

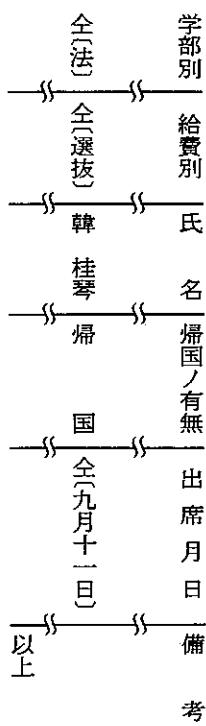
庶務課長

宛

学費補給留学生出席者調ノ件

九月五日附文化一普通合第三、五一〇号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ
件ハ左記ノ通ニ有之候

記



- 学業成績 ⑨ [空欄] ⑩ 佳良〔法学部大学院は全員同じ〕 ⑪ 佳良〔法
学部大学院は全員同じ〕
- 出席状況 ⑨ [空欄] ⑩ 良好〔法学部大学院は全員同じ〕 ⑪ 良好〔法
学部大学院は全員同じ〕
- 操行 ⑨ [空欄] ⑩ 善良〔法学部大学院は全員同じ〕 ⑪ 善良〔法
学部大学院は全員同じ〕
- 席次／給人員 ⑨ [空欄] ⑩ 席次ノ制度ナシ〔法学部大学院は全員同じ〕
⑪ [空欄]
- 省又ハ其他ノ機関ヨリ補給ノ有無
- ⑨ ナシ ⑩ 文化事業部月55円選抜⑪文化事業部へ特選出

願中

出身学校 ⑨ 国立北平大学 ⑩ 国立北京大学 ⑪ 国立北平大学
備考 ⑨ [空欄] ⑩ [空欄] ⑪ [空欄]

⑪〔真隠〕、⑫完結十二月一日、⑬取扱者⑭〔本間〕、⑮昭和十年十月四日起案
⑯〔平川〕、⑰庶務課長⑱〔江口〕、調査掛長⑲〔佐藤〕

案 年 月 日

庶務課長

外務省文化事業部長宛

学費補給留学生ノ出席調査ノ件

九月五日付文化一晋〔普の誤〕通告第三五三〇号ヲ以テ御申越ニ係ル標記ノ件左記ノ通り回答候也

法学部 韓桂琴 九月十一日出席 記

法学部 韓桂琴 九月十一日出席 帰国セリ

〔以下省略〕

工 在籍外国人調（昭和十一年四月三十日現在）

◇出典：『留学生関係』（昭和十一年）

- ①東大庶第七〇一号、②決裁五月二十二日、③校合④〔大寄〕、④発送五月二十日
 七日⑤〔大寄〕、⑥元結日空欄、⑦昭和十一年五月二十日起案
 ⑧〔平川、高野、横山〕、⑨庶務課長⑩〔江口〕、秘書掛長代⑪〔式宮〕、外事
 掛長〔市橋〕

案

年 月 日 庶 務 課 長

記

本郷本富士警察署長宛

在籍外国人講師学生調査方ニ闕スル件

本月三日附本特高秘第一、九六九号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件別紙ノ通り回答候也

追而本学ニ於テハ科目制度ナルニ付学年別無之右為念申添候

〔別紙「講師」省略〕

〔別紙、「在籍外国人学生調査方ニ闕スル件」中から韓桂琴に関する部分を抽出〕

在籍外国人学生調査方ニ闕スル件	
部別	入学年月日
大学院	〔省略〕
法学部	〔省略〕
	〔省略〕
昭和九、五、二九	〔省略〕
中華民国河北省北平市 本郷区駒込千駄木町一七五 上山方	〔省略〕
韓 桂 琴	〔省略〕
明治四三、一〇、八	〔省略〕

才 a 中華民国留学生の内地見学旅行の件

◇出典：『留学生関係』（昭和十一年）

昭和十一年三月十二日

東京帝国大学 法 学 部

東京帝国大学庶務課

御中

東大庶第二一八〇号ヲ以テ御照会相成候滿洲國及中華民国留学生ノ内地見学旅行ノ件左記二名旅行希望申出候ニ付可然御取計相成度候也

記

氏 名 国 籍 身 分 卒 業 予 定 日 備 考

孫 世 英	中華民国	大學院	昭和十一年五月二十八日	在学延期 スル予定期
韓 桂 琴	中華民国	大學院	昭和十一年五月二十八日	在学延期 スル予定期

▼右欄外上部に「帝國庶第二一八〇号」
右欄外下部に庶務年月日丸印〔読み取り不能〕

オ b 中華民国留学生の内地見学旅行費下附願の件

医学部専攻生

瞿承立

在学期間一年ニシテ一応ノ研究済ミ

◇出典：『留学生関係』（昭和十一年）

①東庶第一八〇号、②決裁日空欄、③校合④「大寄」、④発送三月十八日、「急便ニテ」の書込みあり、⑤「大寄」、⑥完結日空欄、⑦昭和十一年三月十八日起算、⑧庶務課長⑨「江口」

案

年月日

庶務課長

〃〃〃〃〃〃〃〃

羅嵩翰
尤仙航
基建鎧
陳天啓
馮固

〔別紙「旅行日程」省略、行先は京都、奈良、大阪、神戸、伊勢であった〕

オ c 内地見学旅行日程変更の件

◇出典：『留学生関係』（昭和十一年）

①東庶第一八〇号、②決裁三月二十三日、③校合④「大寄」、④発送三月二十三日、⑤「大寄」、⑥完結日空欄、⑦昭和十一年三月二十三日起算、⑧「大寄」、⑨「江口」

案⑩「平川、英口」、⑪庶務課長⑫「江口」

案

年月日

庶務課長

〃〃〃〃〃〃〃〃

羅嵩翰
尤仙航
基建鎧
陳天啓
馮固

〔別紙「旅行日程」省略、行先は京都、奈良、大阪、神戸、伊勢であった〕

第一班 平川光次引率（引率者平川光次）

外務省文化事業部長宛
中華民国留学生の内地見学旅行費下附願ノ件

外務省文化事業部長宛

中華民国留学生ノ内地見学旅行費下附願ノ件

標記ノ件ニ関スル本月十八日付東大庶第一八〇号追而書中三月二十五日ノ出発予定ヲ四月六日（月曜日）ニ変更候ニ付右御含ミノ

上御詮議相煩度候也

法学部大学院学生 韓桂琴 在学期間二年ニシテ一応ノ研究済ミ
文学部大学院学生 夏 権 ミ
医学部専攻生 吳自積 ミ
盧叔達 ミ

年月日

庶務課長

劉燕公
章雪琴
郭錫麟
第一班（英口喜代松引率）

*東大庶第一八〇号（決裁五月十二日、発送五月十三日の文書「庶務課長名、外務省文化事業部長宛」）「中華民国留学生の内地見学旅行実施済報告ノ件」によれば、実施されたのは四月三日から十二日まで、参加者は医学部の者のみ八名で、韓桂琴は不参加であった。

力 学費補給留学生の出席調査の件（昭和十一年暑中休暇あけ）

◇出典：「留学生関係」（昭和十一年）

東京帝国大学総長から外務省文化事業部長に宛てた「学費補給留学生出席者調ノ件」（東庶第一、三七四号、十月八日決裁、十月八日発送。本文は「九月一日付文化一普通合第三、三三三二号ヲ以テ御申越ニ係ル標記ノ件左記ノ通り報告候也。」）には、韓桂琴の調査結果が洩れていますが、法学部長から本部事務局庶務課長宛てた調査回答には載っているので、その部分を翻刻する。

昭和十一年九月二十二日

東京帝国大学法学部長 男爵 穂積重遠

東京帝国大学庶務課長 江口重国 殿

東大庶第一、三七四号ヲ以テ御照会相成候学費補給留学生暑中休暇後出席者調ノ件左記ノ通り及回答候也

記

暑中休暇	出席月日	氏名
八月中帰国	九月十一日	選抜 韓桂琴

▼右欄外上部に「東京庶第一、三七四号」
▼右欄外下部に「庶務年月日丸印〔月日読み取り不能〕」

キ 学生個別状況調査（昭和十二年九月二十日現在）

◇出典：「留学生関係」（昭和十一年）

八月三日付発専九八号通牒「満支両国人学生々徒ノ取扱二閥スル件」（文部次官から東京帝国大学総長宛、昭和十一年下の簿冊にあり）のための調査の

回答であるが、誤って昭和十一年の簿冊に綴じ込まれている。

昭和十一年九月二十二日

東京帝国大学法学部長 田中耕太郎

東京帝国大学庶務課長 江口重国 殿

庶第一、四五二号ヲ以テ御照会相成候滿支両国人学生々徒ノ取扱二

関スル件別紙ノ通り御回報申上候也

〔別紙「中華民国留学生個別状況調査票（昭和十二年九月二十日現在）」から
中華民国韓桂琴関係部分を抽出〕

姓名 韓桂琴

省別 河北

年齢 28才

性別 女

学部 法

科別 大学院

入学年月 昭和9年5月

性格 善良〔法学部は全員同じ〕

学習態度 良好〔法学部は全員同じ〕

学資出所 補給〔「特選」と追加記入あり〕

帰国 月日 7.10日

現住所 本郷区森川町124フジハウス内
備考

左記住所（右の現住所を指す）ハ本年四月届出ノモノニシテ、其後移転等ノ届出ナシ。〔法学部は全員同じ〕

▼右下部に庶務課受付丸印〔昭和十二年九月〕十一日、庶第一四五〔号〕

▼下部に〔⑦〔本間、松田、小野〕〕

ク 学費補給留学生の出席状況調（昭和十二年暑中休暇あけ）

◇出典：『留学生関係』（昭和十二年下）

①東庶第一、五九八号、②決裁九月二十五日、③校合⑦〔本間〕、④発送九月二十五日⑨〔本間〕、⑤元結日空欄、⑥取扱者空欄、⑦昭和十二年九月二十四日起案⑦〔小野〕、⑧庶務課長⑦〔江口〕、掛長⑦〔市橋〕

〔別紙〕

案

年 月 日

総長

外務省文化事業部長（名）宛

学費補給留学生出席者調ノ件

九月三日付文化一普通合第三八三三号ヲ以テ来照ノ標記ノ件別紙ノ
通及回答候也

〔別紙〕

外務省文化事業部学費補給留学生ノ出席状況調							
学部	科別	氏名	九月一日以後二於 ケル登校月日	事変ノ為 帰國ノ有無	事變ノ為 帰國ノ有無	備 考	
医	大学院	研究生	蔣天勲				
本科生	錢端礼	韓桂琴	九月十一日				

文	文	文	文	文	文	文	文
本科生	研究生	邱致中	金亞莉	胡成儒			
羅俾漢							
帰國中							

〔袋縫に折返し部分〕

文	文	文	文	文	文	文	文
本科生	研究生	邱致中	金亞莉	胡成儒			
羅俾漢							
帰國中							

尚絶続補給説議願出中ノ法學部段階林ハ帰國セズ九月十一日ヨリ登校シ居レリ。

○資料三一六 学費補給取止め関係

ア 补給留学生学費補給取止め

◇出典：『留学生関係』（昭和十二年下）

*別紙添付

文化一普通第一二〇三号

昭和十二年十二月二十二日

外務省文化事業部長 岡田 兼一印

東京帝國大學總長 長与又郎 殿

〔改丁綴じ代部分〕

文化事業部學費補給留学生學費補給取止メニ

関スル件

貴学在籍當部補給生別記韓桂琴以下八名ハ暑中休暇又ハ事變ノ為帰
國シ未夕帰学セサル趣ナルニ依リ別紙ノ通學費補給ヲ取止ムルコト
トシタルニ付右御了知相成度此段申進ス

追テ右学生ニシテ學費補給期間内ニ帰学就学スルニ於テハ補給方
詮議致スヘキ意向ナルニ付右申添フ

〔別紙〕

農學部	文學部	醫學部專攻生	文學部	法學部	東京帝國大學院	在籍學校部科名	姓名	種補別給	學費補給期間	補給取止メ年月	記
											姓 名
羅 哲 賢	羅 亞 漢	余 利*	胡 成 儒	邱 致 儒	韓 桂 琴				自昭和十一年九月 至昭和十三年八月	昭和十二年九月三日 リ取止ム	
" "	" "	"	"	"	"	選拔	特選				
至昭和十三年九月 至昭和十三年三月	至昭和十三年九月 至昭和十三年三月	自昭和十一年九月 至昭和十三年三月	自昭和十一年四月 至昭和十三年三月	自昭和十一年九月 至昭和十三年三月	自昭和十一年九月 至昭和十三年三月						
"	"	"	"	"	"						

*「別紙添付」は右枠外に記載。

**「垂利」は、資料三一五クにおいては「垂莉」となっている。

▼下部に庶務課受付丸印〔昭和十二年十一月二十四日、庶第一二五〇号〕

▼下部に⑩「本村、松田、福士」

以上八名

東京帝國大學	顧 篤 煌 選 抜	自昭和十年九月 至昭和十三年三月	昭和十二年九月三日 リ取止ム
" "	蔡 燦 祺 "	自昭和十一年九月 至昭和十三年三月	昭和十二年四月三日 リ取止ム

(しょざわ じゅん 大學院教育学研究科研究生)